



## 「日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画」の策定にあたって

日野市では平成 23 年に「ともに創ろう 心つながる 夢のまち 日野 ~水とみどりを受けつごう~」を将来都市像に掲げ、まちづくりに取り組んでいます。これまでも、平成 17 年に「日野市交通バリアフリー基本構想」を策定し、全ての鉄道駅についてバリアフリー化がなされるなど、駅を中心としたバリアフリー化を重点的に進めてきました。

また、平成 21 年には日野市ユニバーサルデザイン推進条例を施行しました。障害がある人も障害がない人と同じように社会に参加できることが「ノーマライゼーション」の理念です。市民だれもが自らの意思で、あらゆる活動に自由に参加し、人生を楽しみながら希望を持って生きられる社会を目指しユニバーサルデザインのまちづくりを推進しています。

国では「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」と「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律(ハートビル法)」を統合・拡充し、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」として平成 18 年に一体化しました。身体障害者のみならず知的・精神・発達障害者等すべての障害が対象として規定された上に、一体的・総合的なバリアフリー施策に向けて基本構想における対象施設の範囲も拡充されたのです。

この度、本市ではこの法律の施行に伴い、さらにユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、日野市交通バリアフリー基本構想の改訂(第二次日野市バリアフリー基本構想)を含め、日野市ユニバーサルデザイン推進条例に規定される日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画を策定いたしました。

今後は、本推進計画に基づき、市民及び事業者の参画、協働による市全体のユニバーサルデザインのまちづくりに努め、推進して参ります。

むすびに、本推進計画の策定にあたり、多大なる御尽力を賜りました関係各位に厚く御礼を申し上げます。



平成 24 年(2012 年)6 月

日野市長

馬場弘融

# 目 次 (1)

## 序章. ユニバーサルデザインまちづくり推進計画の基本的考え方

1. 策定の背景と目的	1
2. 本計画の位置づけと構成	3
3. 本計画の計画期間	3

## 第1章. ユニバーサルデザインまちづくりの基本方針

1. まちづくりの目指す姿	4
2. ユニバーサルデザインまちづくりの基本目標	5
3. 本計画の組み立て	14

## 第2章. 第二次日野市バリアフリー基本構想

1. 策定の背景と経過	15
2. バリアフリー新法の枠組み	15
3. 整備期間	17
4. 重点整備地区の設定	18
5. 生活関連施設の設定	20
(1) 生活関連施設の定義	20
(2) 生活関連施設の選定の考え方	20
(3) 生活関連施設の設定	20
6. 生活関連経路の設定	24
(1) 生活関連経路の定義	24
(2) 生活関連経路の選定の考え方	24
(3) 生活関連経路の区分	24
(4) 旧基本構想の特定経路等の移行の考え方	25
(5) 生活関連経路の設定	25
7. 重点整備地区の現状	37
(1) 日野駅周辺地区	37
(2) 豊田駅周辺地区	40
(3) 高幡不動駅周辺地区	43
(4) 百草園駅周辺地区	45
(5) 南平駅周辺地区	47
(6) 平山城址公園駅周辺地区	53
(7) 日野市役所周辺地区	59
8. 道路特定事業及び関連事業	62
(1) 道路特定事業及び関連事業の考え方	62
1) 基本的な考え方	62
2) 生活関連経路の移動等円滑化基準	62
3) 視覚障害者誘導用ブロックについて	64

## 目 次 (2)

(2) 道路特定事業及び関連事業	66
1) 日野駅周辺地区	66
2) 豊田駅周辺地区	82
3) 高幡不動駅周辺地区	100
4) 百草園駅周辺地区	114
5) 南平駅周辺地区	124
6) 平山城址公園駅周辺地区	138
7) 日野市役所周辺地区	150
9. 公共交通特定事業	160
(1) 公共交通特定事業の考え方	160
(2) 公共交通特定事業	160
10. 交通安全特定事業	164
(1) 交通安全特定事業の考え方	164
(2) 交通安全特定事業	165
11. 都市公園特定事業	166
(1) 都市公園特定事業の考え方	166
(2) 都市公園特定事業	171
12. 建築物特定事業	173
(1) 建築物特定事業の考え方	173
(2) 建築物特定事業	173
(3) 民間事業者への支援	197
13. 進行管理	197

## 第3章. だれもが情報を得られ伝えられる社会(情報保障)

1. 情報伝達・収集に関する実態	198
(1) 視覚障害者	198
(2) 車いす使用者	198
(3) 聴覚障害者	199
(4) 知的障害者	199
(5) 高齢者	200
(6) 生活支援団体	200
(7) 子育て世代	200
(8) その他	200
2. 望ましい情報伝達・収集の方法	202
(1) 各種情報伝達ツールを活用した情報の伝達・収集	203
(2) サイン計画の検討	204
(3) 個別施設整備への取り組み	205

## 目 次 (3)

### 第4章. 利用しやすさのスパイラルアップと心のバリアフリー

- 1. 利用しやすさのスパイラルアップと情報発信・収集 . . . . . 211
  - (1) 利用しやすさのスパイラルアップに関する整理 . . . . . 211
  - (2) 利用しやすさのスパイラルアップと情報発信・収集の考え方 . . . . . 212
- 2. 心のバリアフリーの推進 . . . . . 214

### 第5章. 本計画の進行管理

- . . . . . 216

### ■ 参考資料

- 1. 日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会 委員及び市職員名簿 . . . . . 218
- 2. 日野市ユニバーサルデザイン推進条例 . . . . . 219
- 3. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の基本方針の一部改正 . . . . . 228
- 4. 各種ヒアリング結果 . . . . . 230
- 用語の説明 . . . . . 240

## 【本計画における法令等名称の通称について】

正式名	通称
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律	交通バリアフリー法
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	ハートビル法
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	バリアフリー新法
日野市ユニバーサルデザイン推進条例	UD推進条例
日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画	本計画
日野市交通バリアフリー基本構想	旧基本構想
第二次日野市バリアフリー基本構想	第二次基本構想

### ※) 移動等円滑化基準

- ・高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することを目的とする「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）に基づき、公共交通機関、道路、路外駐車場、公園施設、建築物において円滑に移動ができるように定めた構造・設備などの基準のこと。

## 【本計画における地図について】

本計画で使用した地図は東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用したものです。  
(MMT 利許第 027 号-10、24 都市基測第 16 号) 無断複写を禁じます。

## 【用語の説明について】

本計画書の本文中で、語句の右上に「\*」が表示されているものは、参考資料の「**■** 用語の説明」の一覧表に収録しています。

## 序章. ユニバーサルデザインまちづくり推進計画の基本的考え方

### 1. 策定の背景と目的

わが国では、平成 17 年（2005 年）に高齢化率 20%を超え超高齢社会に突入し、その後も世界でも例をみない急速な高齢化が進んでおり、平成 37 年（2025 年）には高齢化率は 30%を超えると予想されています。

また、障害者が障害を持たない人と同様に社会に参加できるというノーマライゼーション（※）の理念が浸透してきており、だれもが自立した日常生活や社会生活を営むことができるまちづくりを進めることが求められています。

※）障害者を特別視するのではなく、障害のある人とない人が、地域社会の中でともに生きることが当然の姿であるという考え方。用語の説明（240 ページ）参照。

このような社会情勢において、日野市では、バリアフリー環境整備の取り組みとして「公園探検隊」、「道路点検隊」、「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業（ハードとソフトを組み合わせたユニバーサルデザインの整備）」など市民との協働によりさまざまな活動を展開し、平成 17 年には、交通バリアフリー法に基づく旧基本構想を策定し、駅を中心にした一定地域における駅施設や道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進してきました。

また、高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障害となるものを除去するバリアフリー\*という考え方を包括し、能力、年齢、性別、人種等に係らず、多様な人々が可能な限り最大限に生活しやすいように環境を構築するユニバーサルデザイン\*という考え方のまちづくりを目指し、平成 21 年に UD 推進条例を施行しました。

\*）用語の説明（240 ページ）参照。

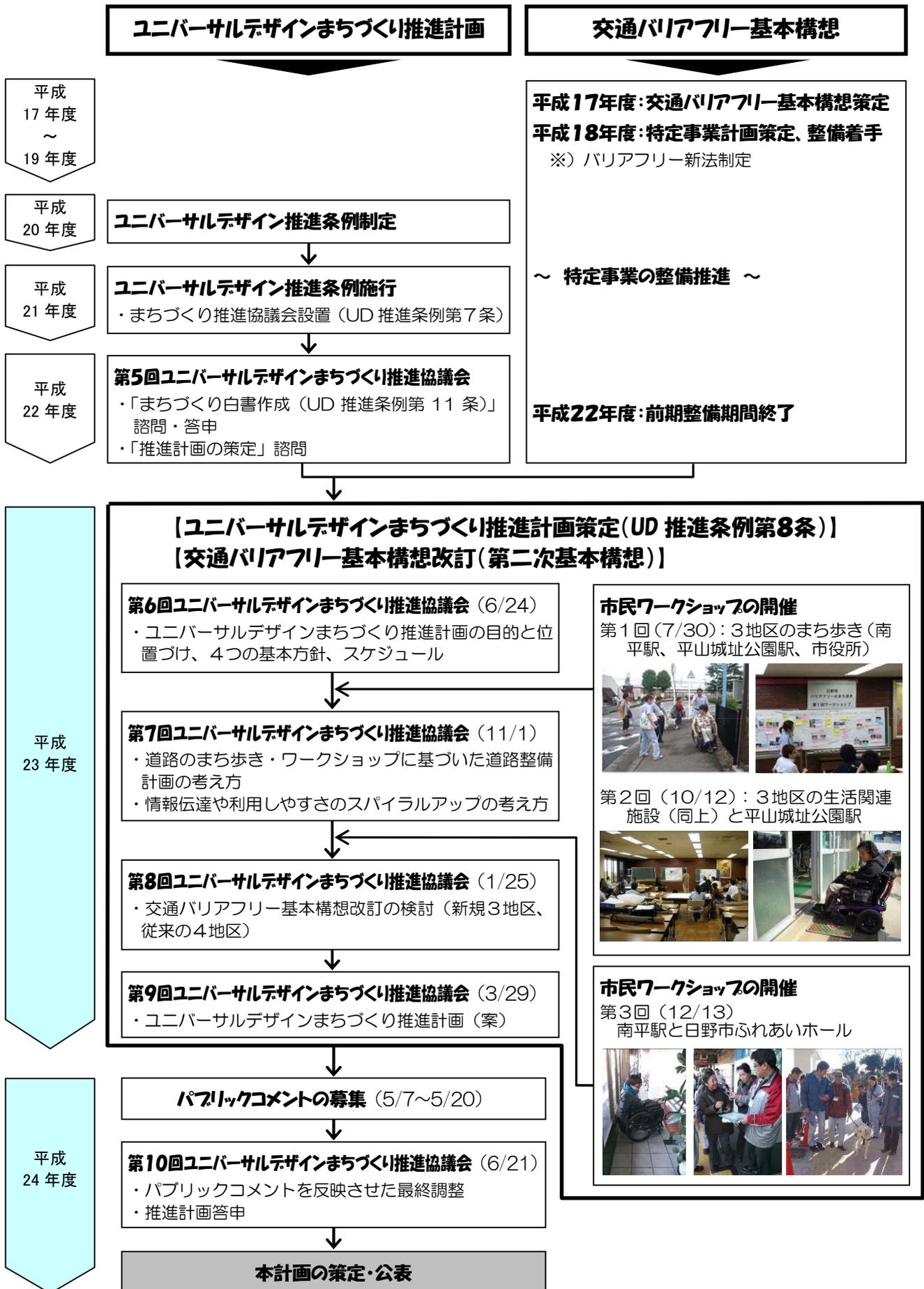
同条例により、ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するための日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会を平成 22 年に設立し、旧基本構想におけるバリアフリー事業の進行管理やまちづくり白書の作成などを行ってきました。

これまでの取り組みによって、旅客施設や駅周辺の面的なバリアフリー化は一定程度進んできていますが、ユニバーサルデザインの観点としては、まだまだ十分とはいえない状況にあります。

これらの状況と、平成 22 年に旧基本構想の前期整備期間が終了したことから、バリアフリー新法に対応する見直しも含め、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本となる本計画の策定に着手しました。

本計画では、日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会委員及び市民によるバリアフリー点検のためのまち歩き、施設点検、ワークショップを実施するとともに、障害者、高齢者、子育て世代などにヒアリングを行い、だれもが自由に快適に移動でき、かつ情報を発信し得られるユニバーサルデザインのまちづくりを目指した本計画を策定しました。

ユニバーサルデザインまちづくり推進計画策定の流れ

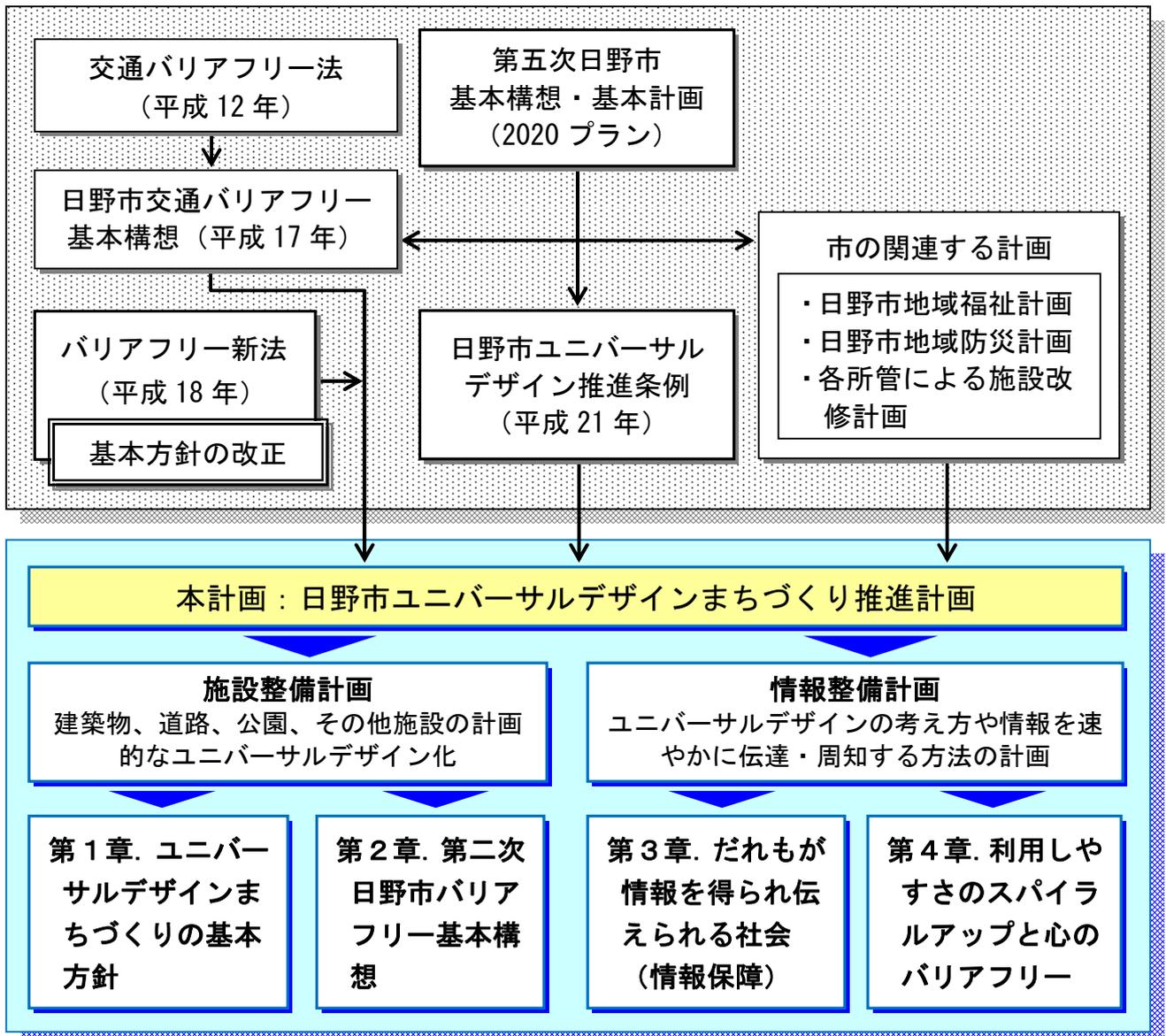


## 2. 本計画の位置づけと構成

本計画は、日野市の上位計画である第五次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）、日野市まちづくりマスタープランを踏まえ、日野市地域福祉計画、日野市地域防災計画等との相互の関連性を持ち、4つの柱として「ユニバーサルデザインまちづくりの基本方針」、「第二次日野市バリアフリー基本構想」、「だれもが情報を得られ伝えられる社会（情報保障）」、「利用しやすさのスパイラルアップと心のバリアフリー」で構成します。

本計画の上位計画、関連計画との関係を含めた構成を以下に示します。

本計画の体系図



## 3. 本計画の計画期間

本計画は第二次基本構想（第2章）の整備期間と合わせ、平成32年度までを計画期間とします。また、必要に応じ見直しをしていきます。

## 第1章. ユニバーサルデザインまちづくりの基本方針

### 1. まちづくりの目指す姿

市では、市民だれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる活動に参加し、人生を楽しみながら希望を持って生きられる社会を築くことを目指します。

「だれも」とは、能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々のことで、障害者、高齢者に限らず、ベビーカーを使う子育て中の親、内部障害（\*）のある人、妊婦や怪我をしている人などのことで、「すべての人」を指します。

\*) 肢体不自由以外の体の中の障害のこと。身体障害者福祉法で定める障害のうち、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害（エイズ）、肝臓機能障害の7つを指す。

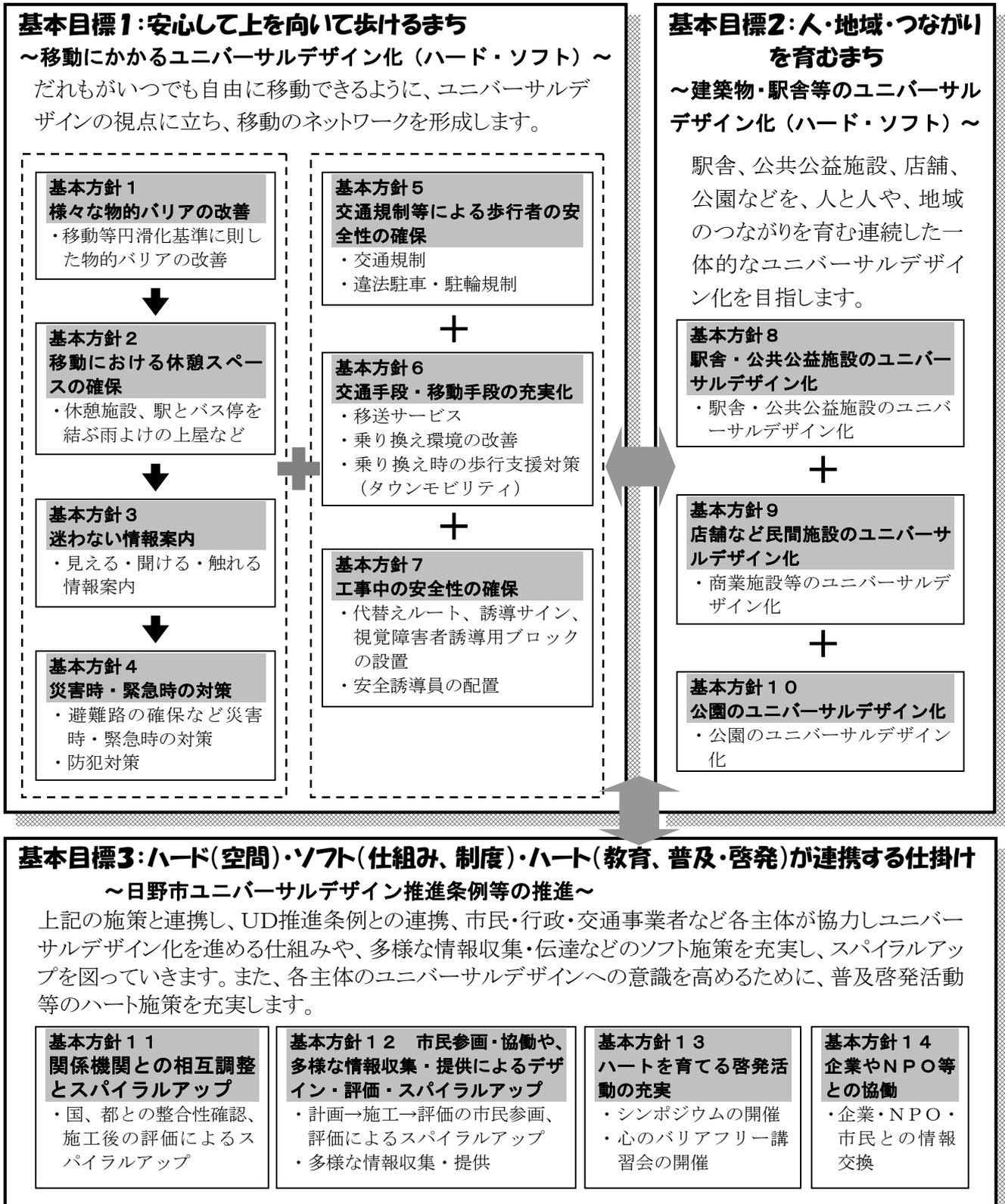
#### すべての人の例示

現状で感じる困難 や不自由	困難や不自由な状況
移動が困難 疲れやすい	段差や階段の上り下り、急なスロープや長いスロープなどの移動が困難。 【例】車いす使用者、杖使用者、高齢者、ベビーカー使用者、妊産婦、荷物を持った人、内部に障害のある人、怪我をしている人など
スペースが必要	駐車場やトイレの広さ、通路・改札口の幅、テーブルの周り、駐車場などで十分なスペースが必要。 【例】車いす使用者、ベビーカー使用者、子連れの親子、妊産婦、大きな荷物を持った人、酸素ボンベを持っている人、介助が必要な人など
手で操作が困難	小さなボタン・スイッチ、持ちにくいドアの取っ手や小さなカギ、重いドアなど操作がしにくく、力が必要で、操作が困難。 【例】力の弱い人（高齢者や子供）、手に障害のある人など
情報入手が困難	案内サインなどが読めないため、音で情報を得る。放送や話し声が聞こえないため、文字や視覚で情報を得る。会話で意志を伝えるににくい。日本語表記を読取りにくいなど。 【例】視覚や聴覚、言語に障害のある人、外国人など
コミュニケーションに配慮が必要	判断や理解が困難。対人関係が苦手。日本語表記を読取りにくいなど。 【例】コミュニケーションが困難な人、認知症の人など

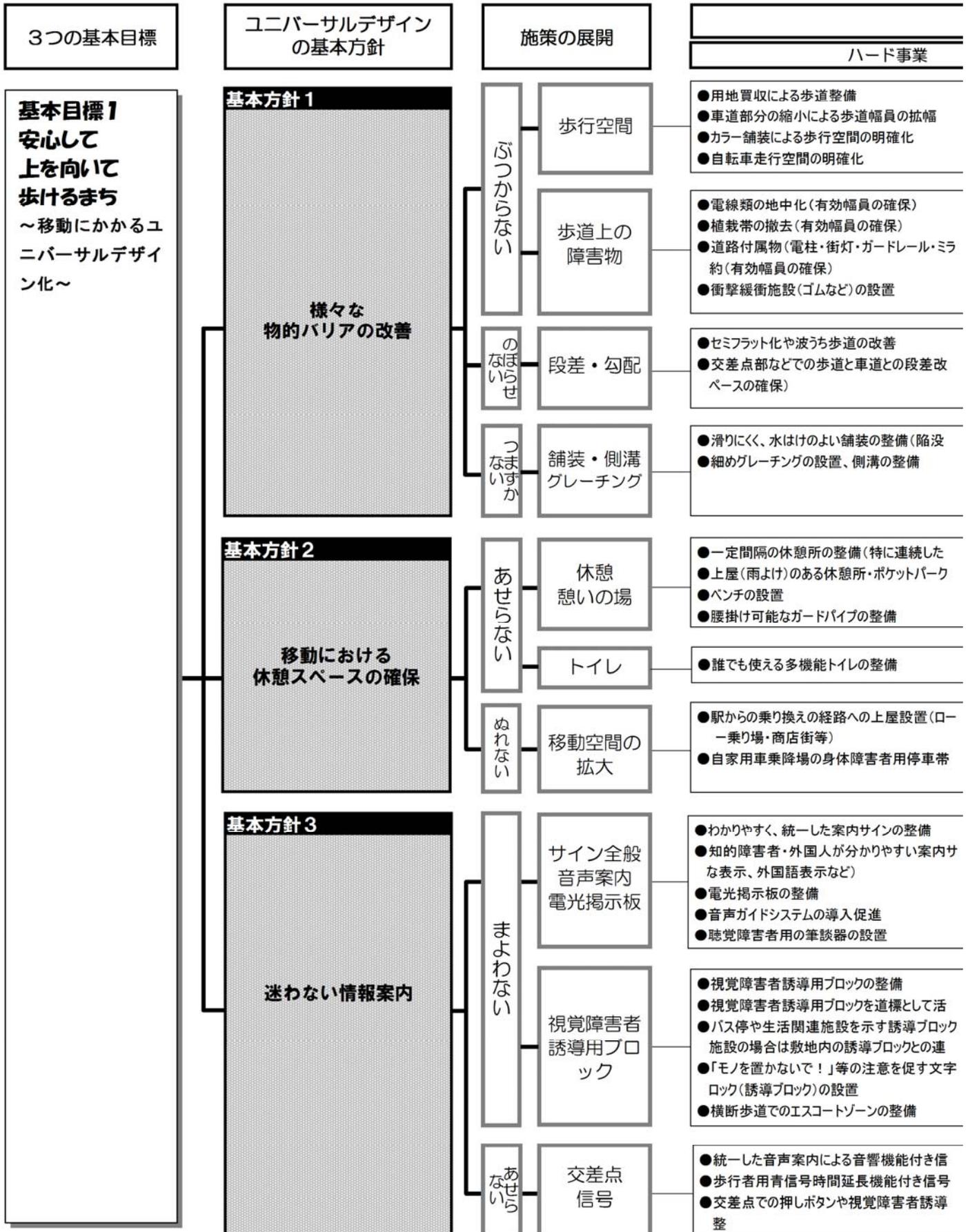
## 2. ユニバーサルデザインまちづくりの基本目標

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくため、『目標1：安心して上を向いて歩けるまち』、『目標2：人・地域・つながりを育むまち』、『目標3：ハード・ソフト・ハートが連携する仕掛け』を基本目標とします。

### ユニバーサルデザインまちづくりの3つの基本目標



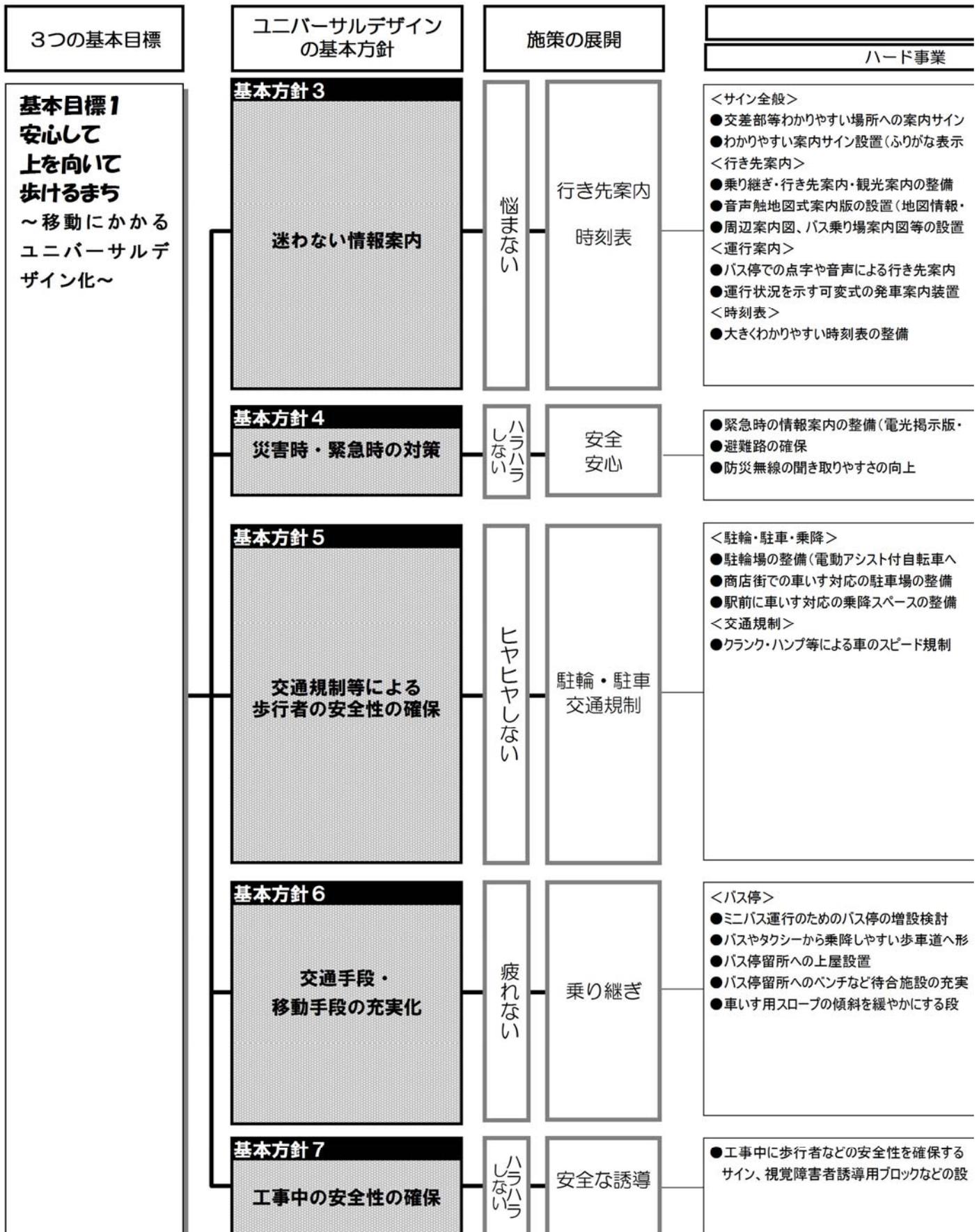
ユニバーサルデザインの3つの基本目標と施策の体系（1 / 4）



【第1章. まちづくりの基本方針 2. ユニバーサルデザインまちづくりの基本目標】

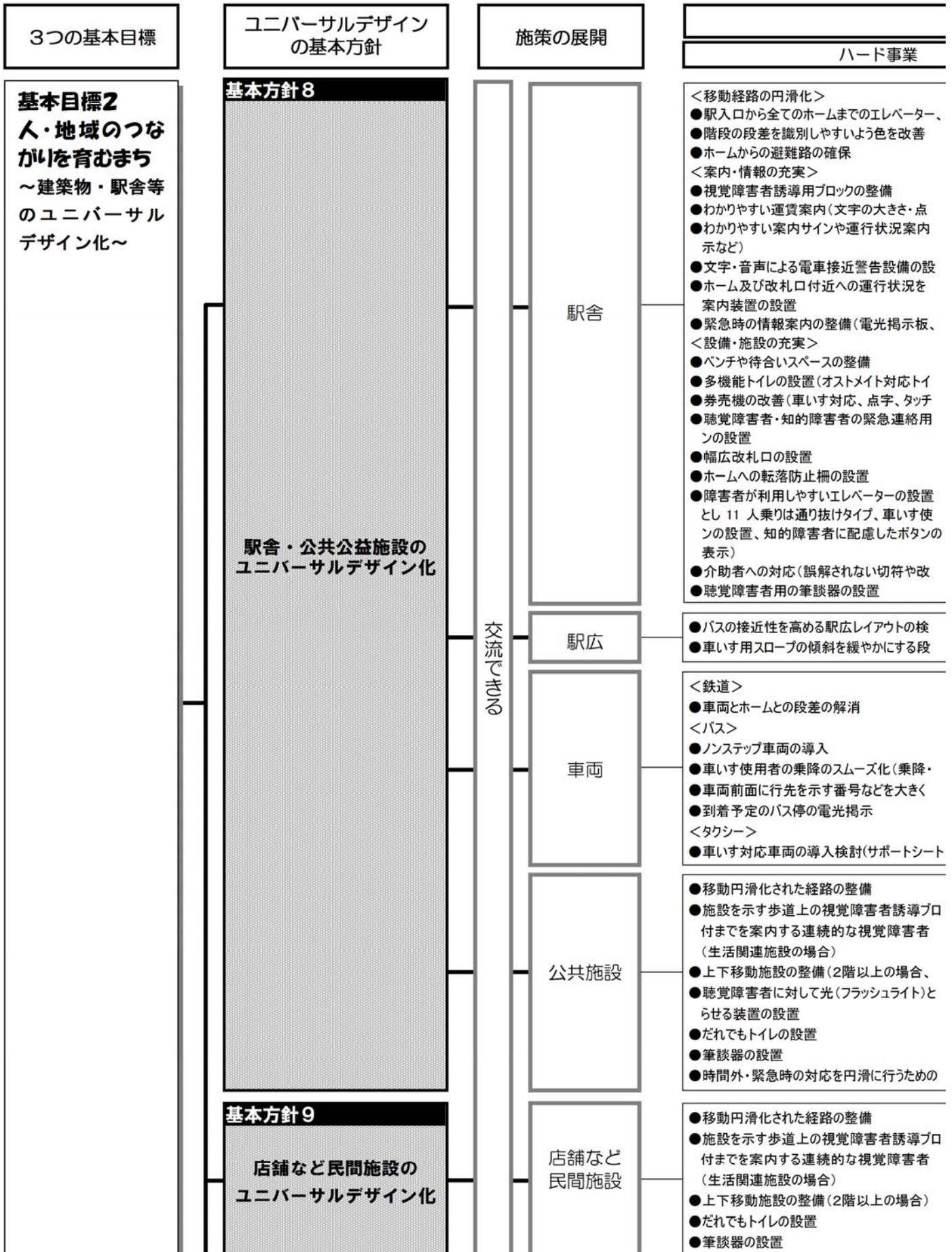
施策・事業等		
	ソフト事業（仕組み・制度）	ハート事業（教育・普及啓発）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●セツバックの行政指導</li> <li>●一方通行化の検討</li> <li>●時間帯による交通規制（スクールゾーン等）の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区まちづくりによる地区交通計画の策定</li> <li>●一方通行規制等の社会実験の実施</li> <li>●高齢者・障害者等をよりよくサポートするための教育の充実</li> <li>●歩道における自転車通行マナー改善の周知</li> </ul>
ーなどの移設や集	<ul style="list-style-type: none"> <li>●沿道植栽の管理の徹底（樹木のはみ出しの防止）</li> <li>●沿道住民による植栽管理の仕組み（里親制度等）の検討</li> <li>●電柱・看板・標識設置のルール（設置場所の基準）</li> <li>●はみ出し商品・看板の規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●沿道権利者へ協力依頼（標識等の移設）</li> <li>●店主への意識啓発（はみ出し商品・看板への理解）</li> <li>●高齢者・障害者等をよりよくサポートするための教育の充実</li> </ul>
善（車イスの待ちス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車いすの待ちスペース整備の基準（統一した色・デザイン）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者・障害者等をよりよくサポートするための教育の充実</li> </ul>
等の改修)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●舗装・側溝・グレーチング等のメンテナンスの基準</li> <li>●道路の問題箇所に関する情報収集の仕組み</li> <li>●修繕等バリアに関する相談窓口の設置</li> <li>●市民・当事者参画による定期的な検査体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア活動によるバリア点検活動</li> <li>●高齢者・障害者等をよりよくサポートするための教育の充実</li> </ul>
上り勾配の区間)の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●沿道住民への休憩スペースなどの管理協力依頼</li> <li>●商店等へのベンチ設置の協定の締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者・障害者等をよりよくサポートするための教育の充実</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民参画によるバリアフリータイムマップの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者・障害者等をよりよくサポートするための教育の充実</li> </ul>
タリー・バス停・タクシ の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画・設計・工事への当事者参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者・障害者等をよりよくサポートするための教育の充実</li> </ul>
インの整備（ふりが	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民参画による案内サイン計画の策定</li> <li>●日野市統一の案内サイン基準（サインガイドラインの策定）</li> <li>●計画・設計・工事への当事者参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者・障害者等をよりよくサポートするための教育の充実</li> </ul>
用の設置（生活関連 性を確保） 表示付きの啓発ブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●視覚障害者誘導用ブロックを JIS 規格で統一</li> <li>●視覚障害者誘導ブロックの上のはみ出し商品・駐輪規制</li> <li>●視覚障害者誘導ブロックの計画的修繕</li> <li>●計画・設計・工事への当事者参画（視覚障害者に視覚障害者誘導用ブロック設置の必要性を確認）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・店主・工事関係者等へ視覚障害者誘導用ブロック上へ障害物を置かないように啓発する</li> <li>●高齢者・障害者等をよりよくサポートするための教育の充実</li> </ul>
号機の整備 機の整備 用ブロックの設置・調	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当事者参画による音声案内付信号機設置の検討</li> <li>●音響信号機の時間帯延長の調整・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者・障害者等をよりよくサポートするための教育の充実</li> </ul>

ユニバーサルデザインの3つの基本目標と施策の体系 (2 / 4)



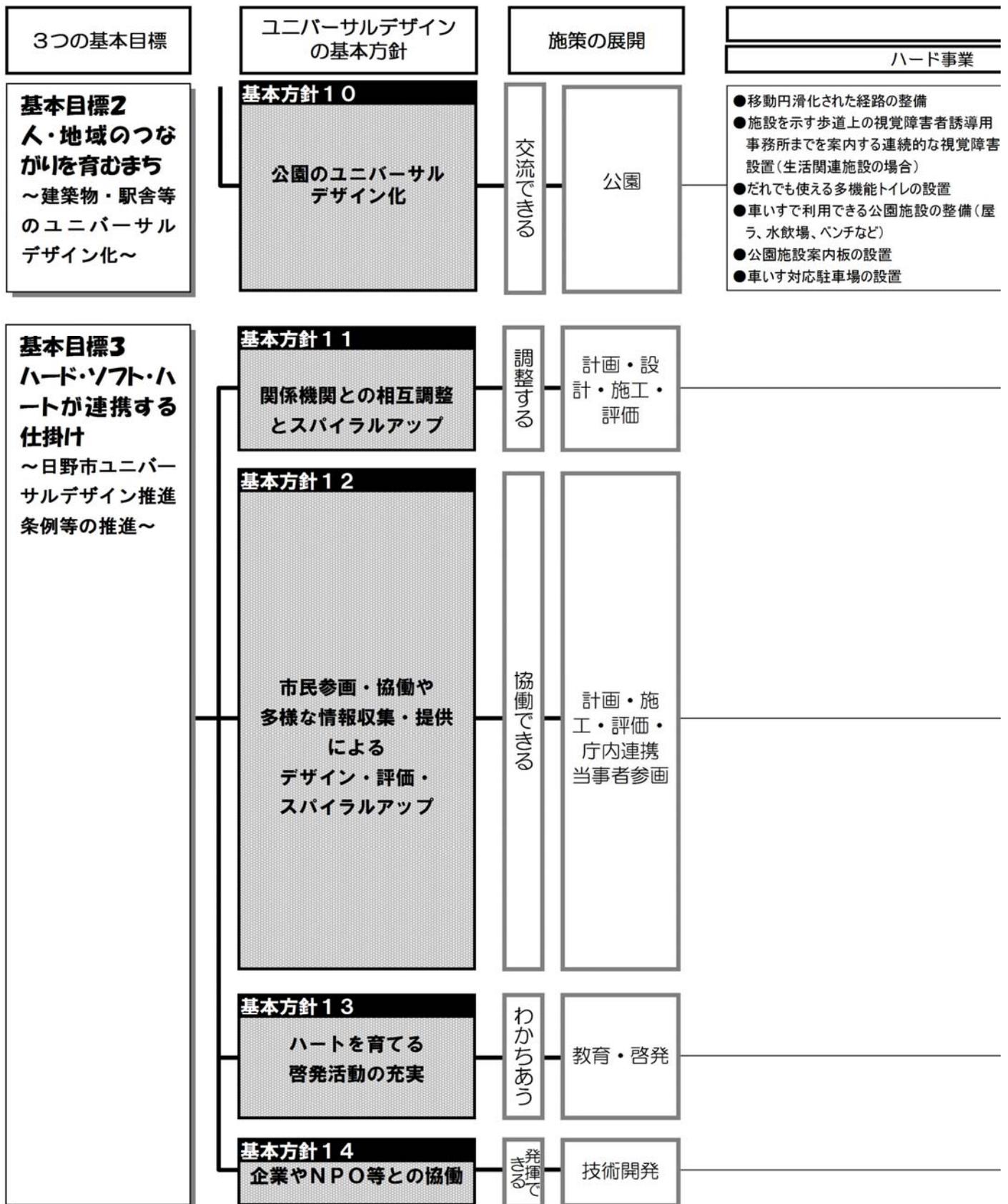
施策・事業等		
	ソフト事業（仕組み・制度）	ハート事業（教育・普及啓発）
設置 ・ピクトグラム)  触地図・点字案内)  の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民参加による案内サインの検討(デザイン・設置箇所)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・当事者の意見を参考にしてバスの基礎情報を分かりやすく提供</li> <li>●携帯電話やパソコンによりリアルタイムでわかる運行状況通知システムの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●たすけあいの精神を高める意識啓発活動(教育・ポスターなどの掲示)</li> </ul>
音声案内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時の障害者への連絡体制</li> <li>●防災無線の情報を市ホームページに同時掲載の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時の情報案内・避難路の周知</li> <li>●地区まちづくりを活用した地域コミュニティの醸成(手助けが必要な人がどこに住んでいるかを把握するマップ作成など)</li> </ul>
の対応を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約駐車場の有効利用</li> </ul> <交通規制> <ul style="list-style-type: none"> <li>●時間帯による交通規制</li> <li>●一方通行規制</li> <li>●荷捌き車両進入時間の指定の検討</li> <li>●客待ちタクシーの台数の是正</li> </ul> <違法駐車・駐輪の取り締まり> <ul style="list-style-type: none"> <li>●違法駐車・駐輪の強化</li> <li>●駅周辺での駐輪規制</li> </ul>	 <違法駐車・駐輪の取り締まり> <ul style="list-style-type: none"> <li>●運転手・歩行者への交通マナー講習会</li> <li>●違法駐輪をした人に対してユニバーサルデザインのセミナーを開催し啓発を行う</li> <li>●放置自転車解消に関する広報・啓発活動の充実</li> <li>●違法駐車行為防止に関する広報・啓発活動の推進</li> </ul>
状を改善  差の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バス停の整備のための借地</li> <li>●ミニバス運行のルールづくり</li> <li>●車いすの貸し出しサービス</li> <li>●病院や公共施設などの生活関連施設へのアクセスを支えるバス運行の検討</li> </ul> <STS> <ul style="list-style-type: none"> <li>●移送サービス(Special Transport Service(STS))の検討</li> <li>●乗り合いタクシーの検討</li> <li>●荷物の一時預かり、宅配サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアアテンダントの育成(移動時の介助・サポート)</li> </ul>
代替ルート、誘導 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全誘導員の配置</li> </ul>	

ユニバーサルデザインの3つの基本目標と施策の体系 (3 / 4)



施策・事業等		
	ソフト事業（仕組み・制度）	ハート事業（教育・普及啓発）
エスカレーターの整備 （段鼻の改善）  字など） の整備（ふりがな表 置 示す可変式の発車 音声案内）  レ） パネルの改善） のモニターや押しボタ （15人以上を基本 用者に配慮したボタ 大型化やふりがな 札での表示）	<案内・情報の充実> ●案内サインの基準・統一（サインガイドラインの策定）  <設備・施設の充実> ●聴覚障害者への対応として、駅係員による筆談案内の実施	●職員に対するユニバーサルデザインへの意識向上と教育訓練の充実
討 差の設置		●高齢者・障害者等をよりよくサポートするための教育の充実
車いすの固定など） 表示  カーへの改良検討）		●職員に対するユニバーサルデザインへの意識向上と教育訓練の充実 ●ヘルパーガイド資格を持つドライバーの育成（タクシードライバーへの教育）
ックの設置と施設受 誘導ブロックの設置  内容は駅舎と同様） 文字で緊急時を知  呼出しブザーの設置	●主要施設のバリア解消の行政指導 ●ユニバーサルデザインガイドラインの作成 ●ユニバーサルデザイン化された公共施設を市ホームページや携帯電話サイトで紹介	●職員の手話の習得 ●高齢者・障害者等をよりよくサポートするための教育の充実
ックの設置と施設受 誘導ブロックの設置	●商店の段差解消の補助制度 ●車いす利用者の目線にあわせた商品陳列 ●ユニバーサルデザインガイドラインの作成 ●ユニバーサルデザインサービス店への登録制度 ●ユニバーサルデザイン化された公共施設を市ホームページや携帯電話サイトで紹介	●商店主に向けたユニバーサルデザインに関する普及啓発活動（シンポジウム・セミナーの開催等） ●ボランティアアテンダントの育成（買い物補助） ●店員の手話の習得

ユニバーサルデザインの3つの基本目標と施策の体系（4 / 4）



施策・事業等		
	ソフト事業（仕組み・制度）	ハート事業（教育・普及啓発）
ブロックの設置と管理者誘導用ブロックの		●高齢者・障害者等をよりよくサポートするための教育の充実
外ステージ、パーゴ		
	<p>&lt;計画・設計・施工段階&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国道、都道との計画の整合性の確認・調整、施工</li> </ul> <p>&lt;施工後の評価とスパイラルアップ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●下記の取り組みと一体となって評価を行い、スパイラルアップの取り組みを推進</li> </ul>	
	<p>&lt;参画・協働&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●計画・設計・工事・完了評価への市民参画の仕組み</li> <li>●各種事業や総合的なユニバーサルデザインに関する施策について市民・行政・事業者等が検討する場（協議会）の設置</li> <li>●優れたバリアフリー・ユニバーサルデザインの取組事例（表彰対象を含む）の見学会の開催</li> <li>●上記の評価に伴うスパイラルアップの取り組みを推進</li> </ul> <p>&lt;情報収集&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●上記の内容及び個々の優れた取り組みの情報収集（施設整備及びソフトな取り組み）</li> <li>●バリアフリー・ユニバーサルデザイン全般の相談窓口の設置</li> <li>●市民の意見を伝える仕組みの検討</li> </ul> <p>&lt;情報伝達&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●上記の内容及び個々の優れた取り組みの情報伝達（施設整備及びソフトな取り組み）</li> <li>●市ホームページの充実（見やすく、分かりやすく）</li> <li>●様々な立場や障害の特性に応じた市民への適切な情報提供（広報、公共公益施設や店舗でのチラシ配布・掲示、ファックス、市ホームページの携帯サイトなど）</li> </ul> <p>&lt;制度・基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に対する助成措置の検討</li> <li>●優良デザインへの表彰制度</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア活動を促す地域通貨などの仕組みの検討</li> <li>●バリアフリーマップの作成（トイレ・バリアフリー登録店・道路等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通マナーに関する普及啓発活動（シンポジウム・総合学習との連携・講習会の開催・キャンペーン等）</li> <li>●ユニバーサルデザインに関する普及啓発活動（シンポジウム・総合学習との連携・講習会の開催・キャンペーン等）</li> <li>●ボランティアアテンダントの育成（外出支援・買い物補助）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業・NPO・市民との情報交換と技術開発</li> </ul>	

### 3. 本計画の組み立て

目指す姿を実現するためには、物的なバリアフリー化を図ることはもとより、地形的特徴によりバリアフリー化が困難な場合においては移動支援策を整備するなど、広い視点でアプローチすることでユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

#### ユニバーサルデザインまちづくりの基本目標と本計画の組み立て

